

## マイナポイント事業とマイナンバーカード交付申請

### マイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限延長

**内容** マイナポイントの申し込みに必要なマイナンバーカードの交付申請期限が、12月末まで延長になりました。マイナンバーカードをお持ちでない人は、12月末までに交付申請をすると、2月末までマイナポイントの申し込みができます。

**期限** マイナンバーカードの交付申請期限 **令和4年12月末** ※期間延長  
マイナポイントの申込期限 **令和5年2月末**

① **マイナンバーカードを取得した人で、選択したキャッシュレス決済サービスで2万円分のチャージまたはお買い物をした人(※)**

② **健康保険証としての利用申し込みを行った人**  
(既に利用申し込みを行った人も含まれます。)

③ **公金受取口座の登録を行った人**  
(既に登録を行った人も含まれます。)

付与されるポイント 最大 5,000円 相当

付与されるポイント 各 7,500円 相当

※令和3年12月末までにマイナポイントを申し込んだ人で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない人)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。

#### ◆ 携帯ショップでの申請無料サポート ◆

**内容** マイナンバーカードの申請を全国の携帯ショップで無料サポートしています。  
土曜日、日曜日、祝日を含め、店舗の営業時間内はいつでも受け付け可能です。

**対象** マイナンバーカードの交付申請を行っていない県民(本人のみ)

**持参** QRコード付きマイナンバーカード交付申請書  
※交付申請書やスマートフォンがなくても申請できます。

**店舗** ドコモショップ(大村店、大村中央店)、ソフトバンク大村、  
auショップ(大村中央店、大村桜馬場店)、ワイモバイル大村



▲マイナポイント事業

### 11月のマイナンバーカード出張申請

**内容** 市の職員が市内各所に出向き、マイナンバーカードの申請を受け付けます。  
カードの申請は、写真撮影も含めて10分～15分ほどで完了し、カードはご自宅に郵送でお届けします。  
※必要書類に不備があった場合は、カードの受け取りが住民票所在地の役所などになることがあります。

**対象** マイナンバーカードの交付申請を行っていない県民(本人のみ)

**定員** 各日30人程度

**持参** ①個人番号通知カードまたは個人番号通知書  
②本人確認書類(A・Bから2点)  
A: 写真付身分証(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)  
B: A以外の書類(健康保険証、年金手帳、福祉医療費受給資格者証など、氏名・生年月日または氏名・住所が記載されたもの)  
③住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

11月	時間	場所
7日(月)	10:00 ) 12:00	郡コミセン
10日(木)		松原出張所
11日(金)		福重 //
14日(月)		萱瀬 //
17日(木)		鈴田 //
24日(木)		三浦 //
25日(金)		竹松 //
29日(火)		中地区公民館

※市民課マイナンバーカード窓口で、常時申請を受け付けています(無料写真撮影サービスあり)。

※新型コロナウイルス感染予防対策(マスク、手指消毒など)をお願いします。

※マイナポイントの申し込みサポートは実施していません。

## 新型コロナウイルス感染症に感染した人などに対する 傷病手当金の対象期間を延長します

**内 容** 大村市国民健康保険加入者(給与などの支払いを受けている人)が新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われ、療養のために仕事をすることができない場合に支給している傷病手当金の対象期間を**令和4年12月31日まで延長**します。

### ◆ 支給対象者(①から③の全てに該当する人)

- ①勤務先から給与の支払いを受けている人で、新型コロナウイルスに感染、または発熱などの症状があり感染が疑われる人
- ②感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日間を超える人
- ③労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない人(支払いを受けることができる給与の額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給)

### ◆ 支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計÷  
就労日数× $\frac{2}{3}$ ×支給対象日数

### ◆ 対象期間

令和2年1月1日から令和4年12月31日の間で労務に服することができない期間。  
ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで。



▲市ホームページ

## 毎年11月12日から25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

**内 容** 女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、市内各所を紫色でライトアップします。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力をなくすことについて考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。



### ◆ パープルライトアップ

- ・大村公園板敷櫓
- ・ポートレースおおむら広告塔
- ・プラザおおむら
- ・新大村駅(モニュメント)

### 女性のための相談室

夫婦や家族、DV、人間関係など安心してご相談ください。

- 男女共同参画センター「ハートパル」

☎54・8715 (平日9時~17時)